

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）による特別遺族年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用されていた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、死亡診断書には、直接死因は「心不全」、その原因は「慢性腎不全」、その他の身体状況は「心房細動」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして石綿救済法による特別遺族年金を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 石綿救済法に基づく特別遺族年金は、死亡労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものを支給の対象とし、死亡労働者等とは、決定書理由に説示するとおり、石綿にさらされる業務に従事することにより対象疾病にかかり、これにより死亡したものをいうと規定されている（石綿救済法第2条第2項及び第59条第1項）。そして、対象疾病として、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿によるじん肺症等、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚が規定されている（石綿救済法第2条第1項及び第2項、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第1条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条）。

(2) 石綿による疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者が石綿にばく露する作業に従事していたことについて、請求人は、要旨、「会社の石綿にさらされる作業場に約3年間勤務した。」と主張している。

しかし、請求人から事情を聴いてこれらの書類を作成した請求人の長男のCは、審査官に対し、「被災者の職歴については、請求人から聞いたことで、その裏付けとなる書面等は一切ない。」旨述べている。

当審査会においても、一件記録を精査したが、被災者が石綿ばく露作業に従事していた事実を確認することはできない。

(4) また、被災者の死亡原因について、請求人は、要旨、「現場で飛散した石綿粉じんを吸い込み、肺を患い、会社指定の診療所で肺がん（原発性）の発症が確認された。石綿ばく露作業に約3年間従事して、肺がん（原発性）を発症して

いるので、被災者の死亡原因は、長期間の潜伏期間を経て発症する『石綿に起因する疾病（肺がん又は中皮腫）』である。」と主張している。

しかし、請求人から事情を聴いてこの書類を作成した請求人の長男のCは、審査官に対し、「石綿粉じんが原因で肺を患い、会社指定の診療所で肺がん(原発性)の発症が確認されたという点については、請求人から聞いたことで、その裏付けとなる書面等は一切ない。」旨述べている。

そして、D医師は、平成〇年〇月〇日付け死亡診断書において、直接死因を心不全、その原因として慢性腎不全、その他の身体状況として心房細動と診断しており、当審査会においても一件記録を精査したが、決定書理由に説示するとおり、被災者が死亡時に石綿救済法が定める対象疾病のいずれかにり患していた事実を確認することができない。

したがって、被災者には対象疾病が発症したとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。